

平成28年群馬東部水道企業団議会  
7月臨時会会議録

群馬東部水道企業団

平成28年群馬東部水道企業団議会7月臨時会会議録

平成28年7月6日（水曜日）

1 出席議員 12名

1番 木村康夫	2番 久保田俊
3番 山田隆史	4番 向井誠
5番 青木一夫	6番 伊藤正雄
7番 荻野忠	8番 青木秀夫
9番 今成隆	10番 襟川仁志
11番 河内初光	12番 田部井健二

2 説明のために出席したもの 10名

企業長 清水聖義	副企業長 安楽岡一雄
副企業長 金子正一	局長 渡辺恭宏
次長 藤生喜義	総務課長 小郷隆士
企画課長 篠木達哉	工務管理課長 浅野康彦
館林支所長 萩口誠一	みどり支所長 関口洋一

3 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長 石川秀之	
書記 峯岸潤	書記 岩崎洋典
書記 川崎千穂	

議事日程（第1号）

平成28年7月6日 午後4時30分 開議  
群馬東部水道企業団議会副議長 向井 誠

第1 議長の選挙

議事日程（第1号の2）

平成28年7月6日 午後4時37分 開議  
群馬東部水道企業団議会議長 木村 康夫

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議会議案第3号 群馬東部水道企業団議会傍聴規則の制定について

第5 議案第34号 群馬東部水道企業団情報公開条例についての専決処分  
について

議案第35号 群馬東部水道企業団個人情報保護条例についての専決  
処分について

議案第36号 群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会  
条例についての専決処分について

議案第37号 群馬東部水道企業団職員の降格に関する条例について  
の専決処分について

議案第38号 群馬東部水道企業団行政不服審査会条例についての専  
決処分について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎議長職務代理者の紹介

事務局長（石川秀之） 臨時会開会に先立ちまして、現在、議長が空席となっ  
ておりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条の規定に

より、副議長が議長の職務を行うことになっております。

従いまして、当議会の副議長であります向井副議長に、議長の職務をお願いいたします。

向井副議長よろしく願いいたします。

#### ◎開会

午後4時30分開会

**議長（向井誠）** 只今、ご指名をいただきました向井でございます。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

只今から告示第13号をもって招集されました、平成28年群馬東部水道企業団議会7月臨時会を開会いたします。

#### ◎開 議

**議長（向井誠）** これより本日の会議を開きます。

**議長（向井誠）** 議事に入る前に議員辞職の件について、ご報告いたします。去る5月12日、久保田俊議員、山田隆史議員より、辞職願いが提出され、群馬東部水道企業団議会会議規則第70条第2項の規定により、これが許可されましたので、ご報告を申し上げます。

#### ◎日 程

**議長（向井誠）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

#### ◎仮議席の指定

**議長（向井誠）** この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

今回、群馬東部水道企業団議会議員に就任されました議員の仮議席は、只今着席の議席を指定いたします。

## ◎議長の選挙

議長（向井誠） 日程第1、議長の選挙の件を議題といたします。

議長（向井誠） 去る5月12日、大川陽一議長より企業団議会会議規則第69条第1項の規定により辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。大川議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（向井誠） ご異議なしと認めます。

よって、大川議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議長（向井誠） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向井誠） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

議長（向井誠） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向井誠） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

当企業団議会の議長に、木村康夫議員を指名いたします。

議長（向井誠） お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました、木村康夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向井誠） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、木村康夫議員が当企業団議会の議長に  
当選されました。

#### ◎当選の告知

**議長（向井誠）** 只今、議長に当選されました、木村康夫議員が議場におられ  
ますので、本席から企業団議会会議規則第31条第2項の規定により告知をい  
たします。

#### ◎新議長就任のあいさつ

**議長（向井誠）** 只今、議長に当選されました木村康夫議員の挨拶を求めます。

**新議長（木村康夫）** 只今、本会議におきまして、議員各位の温かいご支援に  
より、群馬東部水道企業団議会の議長の重責を担うこととなり、職務の重大さ  
を実感しておりますのでございます。

今後、本企業団が発展を図るためにも、公平公正な議会運営に努めてまいり  
ます。

議員の皆様におかれましても、円滑な議会運営が図られますよう、ご支援と  
ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任の挨拶  
といたします。

#### ◎議長交代

**副議長（向井誠）** 新議長が決定いたしましたので、以上をもちまして、議長  
の職務を交代させていただきます。

**副議長（向井誠）** 木村議長は、議長席へお願いいたします。  
(副議長、議長席から退席。木村議長着席)

**議長（木村康夫）** それでは、只今から議長の職を務めさせていただきます。

#### ◎休 憩

午後4時35分

**議長（木村康夫）** 議事日程作成のため暫時休憩いたします。

◎再 開

午後4時37分

**議長（木村康夫）** 休憩前に引き続き会議をひらきます。

本日の議事日程は、ただいまお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

日程に入ります。

◎議席の指定

**議長（木村康夫）** 次に、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

**議長（木村康夫）** 議員の氏名と議席の番号を石川事務局長に朗読させます。

**議会事務局長（石川秀之）** それでは、朗読をいたします。

1番、木村康夫議員、2番、久保田俊議員、3番、山田隆史議員、10番、襟川仁志議員。以上でございます。

**議長（木村康夫）** 只今、朗読したとおり、議席を指定いたします。

**議会事務局長（石川秀之）** 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に掛けてございます白紙をお取り願います。

◎会期の決定

**議長（木村康夫）** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（木村康夫）** ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

議長（木村康夫） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、6番、伊藤正雄議員、7番、荻野忠議員を指名いたします。

#### ◎議案上程

議長（木村康夫） 次に、日程第4、議会議案第3号を議題といたします。

#### ◎提案理由の説明

議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（河内議員挙手）

議長（木村康夫） 河内初光議員。

議員（河内初光） 議席番号11番の河内でございます。

さっそくですが、提案理由の説明をさせていただきます。

まず初めに、議会議案の1ページをお開き願います。議会議案第3号について、地方自治法第112条第1項の規定により提出いたします。

提出者は、河内初光でございます。賛成者は、久保田俊議員、山田隆史議員、青木一夫議員、伊藤正雄議員、荻野忠議員、青木秀夫議員、今成隆議員、襟川仁志議員、田部井健二議員でございます。

提案の理由を申し上げます。議会議案第3号群馬東部水道企業団議会傍聴規則についてでございますが、この規則は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関して必要な事項を定めるものであります。

以上、議会議案第3号の提案理由につきましての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎質 疑

議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り

ます。

#### ◎討 論

議長（木村康夫） これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎表 決

議長（木村康夫） これより採決いたします。

議長（木村康夫） 議会議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案上程

議長（木村康夫） 次に、日程第5、議案第34号から第38号までの5議案を一括議題といたします。

#### ◎提案理由の説明

議長（木村康夫） 朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

（渡辺局長挙手）

議長（木村康夫） 渡辺局長。

局長（渡辺 恭宏） 議案第34号から議案第38号までの5議案について、一括で提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第34号「群馬東部水道企業団情報公開条例の制定にかかる専決処分について」でございますが、この条例は、公正で開かれた事業運営を推進するため、企業団が保有する公文書を開示することについて必要事項を定めたものでございます。

次に、議案書の13ページをお開き願います。議案第35号「群馬東部水道企業団個人情報保護条例の制定にかかる専決処分について」でございますが、この条例は、企業団が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的として定めたものでございます。

次に、議案書の33ページをお開き願います。議案第36号「群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定にかかる専決処分について」でございますが、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、情報公開及び個人情報保護審査会を設置し、あわせてその必要事項を定めたものでございます。

次に、議案書の39ページをお開き願います。議案第37号「群馬東部水道企業団職員の降給に関する条例の制定にかかる専決処分について」でございますが、この条例は、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、議案書の42ページをお開き願います。議案第38号「群馬東部水道企業団行政不服審査会条例の制定にかかる専決処分について」でございますが、この条例は、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、企業団の処分その他の公権力に当たる行為に関する不服申し立てを審査する機関の設置について、必要な事項を定めたものでございます。

以上の5件につきましては、上位法の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付でやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎質 疑

議長（木村康夫） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（木村康夫） 議事の都合により、議案第34号から第38号までの5議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

議長（木村康夫） これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村康夫） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（木村康夫） これより採決いたします。

議長（木村康夫） 最初に、議案第34号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（木村康夫） 次に、議案第35号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（木村康夫） 次に、議案第36号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（木村康夫） 次に、議案第37号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（木村康夫） 次に、議案第38号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（木村康夫） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会

議長（木村康夫） 以上をもちまして、今臨時会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。

大変ありがとうございました。

午後4時50分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

木村康夫

群馬東部水道企業団議会副議長

向井誠

群馬東部水道企業団議会議員

伊藤正雄

群馬東部水道企業団議会議員

荻野忠